

九州学生ソフトテニス連盟 規約

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本連盟は、九州学生ソフトテニス連盟といい、日本学生ソフトテニス連盟及び西日本学生ソフトテニス連盟に加入し、九州支部となる。

(事務所)

第2条 本連盟は事務所を理事長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、学生ソフトテニスの普及及び発展を図り、あわせて学生の資質の向上と親睦を目的にする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ソフトテニス大会の開催
- (2) ソフトテニスの普及及び技術指導・審判講習会の開催
- (3) ソフトテニスに関する研究、調査
- (4) 日本学生ソフトテニス連盟の諸施策に対する協力
- (5) その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第3章 組織及び構成

(組織)

第5条 本連盟は、第2章の目的及び事業に同意する大学をもって組織する。

(支部)

第6条 本連盟は、九州各県を単位として支部連盟を置くことを原則とする。

支部連盟は九州各県ソフトテニス連盟に加盟することを原則とし、
次のとおりとする。

- (1) 福岡県学生ソフトテニス連盟
- (2) 佐賀県学生ソフトテニス連盟
- (3) 長崎県学生ソフトテニス連盟
- (4) 熊本県学生ソフトテニス連盟
- (5) 大分県学生ソフトテニス連盟
- (6) 宮崎県学生ソフトテニス連盟
- (7) 鹿児島県学生ソフトテニス連盟
- (8) 沖縄県学生ソフトテニス連盟

第4章 役 員

(役 員)

第7条 本連盟は、次の役員を置く。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | <u>1名 → 若干名</u> |
| (5) 常任理事 | 8名 |
| (6) 会計 | 1名 |
| (7) 監事 | 2名 |
| (8) 評議員 | 若干名 |

2. 本連盟には、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

第5章 役員の選任、職務及び任期

(会 長)

第8条 会長は、理事会の決議により、これを推举する。

2. 会長は、本理事会を代表し、会務を統括する。

(副会長)

第9条 副会長は、理事会の決議により、会長がこれを委嘱する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を執行する。

(理事長)

第10条 理事長は、理事会の決議により、会長がこれを委嘱する。

2. 理事長は、本連盟を代表し、会長の命を受けて会務を執行する。

(副理事長)

第11条 副理事長は、理事会の決議により、会長がこれを委嘱する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、事務→担当職務を掌理する。

(常任理事)

第12条 常任理事は、理事会の決議により、会長がこれを委嘱する。

2. 常任理事は、本連盟の主要事項を審議する。

3. 常任理事の互選により、会長が技術審判委員長及び副委員長、会計理事を委嘱する。

(会 計)

第13条 会計は、理事会の決議により、会長がこれを委嘱する。

2. 会計は、本連盟の収支、財務などの会計業務を執行する。

(監 事)

第14条 監事は、理事会の決議により、会長がこれを委嘱する。

2. 監事は、本連盟の収支、財務を監査する。

(評議員)

第15条 評議員は、本連盟常任理事の互選により、会長が委嘱する。

2. 評議員は、本連盟の収支、運営、行事に関する事項及び主要事項を審議する。

(名誉会長、顧問、参与)

第16条 名誉会長、顧問及び参与は、総会の決議により、会長がこれを委嘱する。

2. 名誉会長、顧問及び参与は、重要事項について、会長の諮問に応じる。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は、1ヶ年とする。但し、再任は妨げない。

2. 補充により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、その任期満了の後も、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

但し、名誉会長、顧問及び参与は除く。

第6章 会議

(理事会及び総会)

第18条 理事会は、本連盟の役員で構成され、毎年1回会長がこれを召集する。

但し、常任理事の3分の1以上より請求があったときは、臨時に召集しなければならない。

2. 理事会は、本連盟の収支、運営、行事に関する事項、その他主要事項を審議決定する。

3. 総会は、本連盟の役員及び各県理事長で構成され、毎年1回会長がこれを召集する。

4. 各県理事長は、総会の決議事項を各県加盟大学へ連絡及び執行の任にあたる。

5. 理事会及び総会の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の成立)

第19条 理事会の成立は、第7条に定める役員の過半数の出席により成立する。

但し、委任状を含むものとする。

(会議の決議)

第20条 会議の議事は、出席者の過半数の決議とし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第7章 会計

(経費)

第21条 本連盟の経費は、次に掲げるもので支弁する。

(1) 登録費

(2) 大会参加料

(3) 補助金

- (4) 寄付金
- (5) 広告料
- (6) その他

(登録費)

第22条 登録費は、日本学生ソフトテニス連盟、西日本学生ソフトテニス連盟及び本連盟の実情に応じて、理事会において決定する。

2. 本連盟の登録費は、団体登録及び個人登録費とし、次の通りとする。

団体登録費		個人追加登録費
部員数9名 以下の場合	部員数10名 以上の場合	部員1人当たり 2,700円
25,000円	2,500円×人數	

(会計年度)

第23条 会計年度は、1月1日から翌年の12月末までとする。

附則

本規約は、平成16年4月1日より施行する。

附則

本規約は、令和5年4月1日より施行する。

附則

本規約は、令和6年4月1日より施行する。

附則

本規約は、令和7年4月1日より施行する。